特別養護老人ホーム彩美苑 ショートステイ利用料金のご案内

令和6年8月1日現在

<短期入所生活介護サービス費>

(1日あたりの単位数)

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型	ユニット短期入所 生活介護費()	704	772	847	918	987
加	夜勤職員配置加算【 】			18		
算	介護職員等処遇改善加算【 】	82	89	98	106	114
合計会	金額(1日あたり)	¥857	¥ 937	¥1,007	¥1,111	¥1,192

※海老名市は4級地で1単位あたり10.66円になりますので上記の合計×10.66が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

〈居住費・食費〉

(1日あたりの利用料)

- 10 12 5	K A /		(1 4 0) / () () () () ()
	第1段階	¥ 880	
居	第2段階	¥ 880	
住	第3段階①	¥ 1,370	
費	第3段階②	¥ 1,370	
	第4段階	¥ 2,550	
	第1段階	¥ 300	
食	第2段階	¥ 600	
	第3段階①	¥1,000	
費	第3段階②	¥ 1,300	
	第4段階	¥ 1,500	

※食費内訳(朝食:380円 昼食:520円 おやつ:100円 夕食:500円)※行事食(特別食)は、別途で実費相当の食費1日あたりの利用料金目安 (単位:円)

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	¥ 2,037	¥ 2,117	¥ 2,187	¥ 2,291	¥ 2,372
合	第2段階	¥ 2,337	¥ 2,417	¥ 2,487	¥ 2,591	¥ 2,672
	第3段階①	¥ 3,227	¥ 3,307	¥ 3,377	¥ 3,481	¥3,562
計	第3段階②	¥ 3,527	¥ 3,607	¥ 3,677	¥ 3,781	¥3,862
	第4段階	¥ 4,907	¥ 4,987	¥ 5,057	¥ 5,161	¥5,242
(2 割 負 担)	¥5,763	¥5,925	¥6,064	¥6,271	¥6,435
(3割負担)	¥6,620	¥6,862	¥7,071	¥7,382	¥7,627

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては保険者(市役所)への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になることがございますのでご了承ください。

※その他の各種加算料金

認知症行動・心理症状緊急対応加算	300 景 仔	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり
認知征行動·心廷征仇案 念对 心 加昇	200単位	、緊急入所した場合。(1日につき)
機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上
100 100 10K 10 4 11 10 10 10 91	124-14	配置しているもの(1日につき)
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練
四分级形动脉加升	00年位	を実施した場合。(1日につき)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)
		急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治
医療連携強化加算	58単位	医と連絡取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うな
		どの要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合。(1日につき
看護体制加算【 】	4単位	常勤の看護師を1名以上配置している事。(1日につき)
看護体制加算【 】	8単位	看護職員の数が常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごと に1以上である事。(1日につき)
送迎加算 (片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)
緊急短期入所受入加算	90単位	緊急に短期入所生活介護を受ける必要がある者を緊急利用として
		受け入れた場合。(1日につき)
療養食加算	8単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき3回を限度とする。)
在宅中重度受入加算	右単位	利用していた訪問看護事業所に、利用者の健康管理を行わせた場
イ・ロ・ハ・ニ	71 + 14	合。イ:421単位・ロ:417単位・ハ:413単位・二:425単位
サービス提供体制強化加算 【 】・【 】・【 】	右単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上、または介護職員の総数のうち勤続10年以上 の介護福祉士の割合が55%以上 [] 22単位、介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上 [] 18単 位・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上、または者護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割 合が100分の75以上、もしくはサービスを直接提供する職員総数のうち勤能年数7年以上の割合が100分の30 以上 [III] 3単位。

			, lebe		1.14	$\overline{}$				_		_	_	•	-			_			_	_	_	_
.X. Z	-	他の7	加賀	to	督	它。	ャル・	ブ 1	\ t_	+-	1 +	브스	.1+	重	台	1-	相談	4	14 -	ブ ヽ ヽ	· +-	+:	ェ	+
W	(マノ	1匹マノス	YU キ	7	#	ᄮ	(()	'/-	/-	1 -	易台	l d	*	削	-	1日 改	٠,	-0.	(V	1/-	/-		aL.

○緊急時の病院受診代、薬代、歯科受診代、理美容代(カットのみ¥1,500)等。

○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代、レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。 料金・加質の説明を受け、了承致しました。

十金 .	加界の	説明を安	け、〕芽	(致し	ました。
ć	>和	年	月	日	

説明者 印

利用者

身元引受人署名 印 (続柄)

[※]その他の費用について

特別養護老人ホーム彩美苑 予防ショートステイ利用料金のご案内

令和6年8月1日現在

く介護予防短期入所生活介護サービス費>

(1日あたりの単位数)

要介護度	要支援1	要支援2
併設型ユニット型介護予防短期入所介護費()	529	656
加算 介護職員等処遇改善加算【 】	60	74
合計金額(1日あたり)	¥628	¥ 778

※海老名市は4級地で1単位あたり10.66円になりますので上記の合計×10.66が保険請求額となり、うち1割または2割、3割が利用者負担額となります。

く居住費・食費>

(1日あたりの利用料)

_ \ /占 /.	工具 尺貝/	
ы	第1段階	¥880
居	第2段階	¥880
住	第3段階①	¥1,370
費	第3段階②	¥1,370
X	第4段階	¥2,550
<u> </u>	第1段階	¥ 300
食	第2段階	¥ 600
	第3段階①	¥1,000
費	第3段階②	¥1,300
	第4段階	¥1,500

本 R 頁 N M (+ N R · 000 F) 生 R · 020 F) か ト フ · 100 F) フ R · 000 F) かりず R (利 州 R / M 、 州 全 (天 頁 旧 ヨ シ R 書 が 泊 加

1日あたりの利用料金目安

(単位:円)

	要介護度	要支援1	要支援2
	第1段階	¥ 1,808	¥ 1,958
合	第2段階	¥ 2,108	¥ 2,258
	第3段階①	¥ 2,998	¥ 3,148
計	第3段階②	¥ 3,298	¥ 3,448
	第4段階	¥ 4,678	¥ 4,828
((2割負担)	¥ 5,305	¥ 5,607
((3割負担)	¥ 5,933	¥ 6,385

※第1段階から第4段階は、介護負担限度額を表します。介護負担限度額につきましては保険者(市役所)への申請が必要です。

※利用料金は、要介護度・介護負担限度額によって異なります。又、配置基準、制度改正により変更になることがございますのでご了承ください。

※その他の各種加算料金

次 (V) 尼V 有 程								
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり、緊 急入所した場合。(1日につき)						
機能訓練指導体制加算	12単位	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護職員等を1名以上配置しているもの。(1日につき)						
個別機能訓練加算	56単位	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員がADL、IADLの維持・向上を目的として個別の機能訓練を実施した場合。(1日につき)						
若年性認知症入所者受入加算	120単位	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合。(1日につき)						
送迎加算(片道)	184単位	居宅と事業所間の送迎を行う場合。(1回につき)						
療養食加算	8単位	医師の指示による特別食が提供される場合。(1日につき3回を 限度とする。)						
サービス提供体制強化加算【 】・【 】・【 】・【 】	右単位	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上、または介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上【II】22単位・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上【II】18単位・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の割数のうちが100分の75以上、もしくはサービスを直接提供する職員総数のうち勤続年数7年以上の割合が100分の30以上【III】6単位。						

※その他の加算を算定させていただく場合は事前に相談させていただきます。

※その他の費用について

- ○緊急時の病院受診代、薬代、歯科受診代、理美容代(カットのみ¥1,500)等。
- ○利用者の希望する趣味・嗜好品・出前等の飲食代。レクリエーション等にかかる品物代等は自費となります。